

4日獣発第79号  
令和4年6月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印を省略)

## 日本獣医師会のマイクロチップ登録(AIPO登録)における 手続き方法の変更について

平素より本会事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和4年6月1日から改正動物愛護管理法が施行され、動物愛護管理法に基づく環境省の犬と猫のマイクロチップ情報登録システムと、いわゆるAIPOの登録である日本獣医師会の従来の動物ID情報データベースシステム（以下「日本獣医師会のマイクロチップ登録」という。）が、並行して運用されることとなりました。

環境省に対しては、従前よりデータベースの一元化を求めてきたところですが、現在のところ実現に至っておりません。また、既存の登録データについて、法定登録データベースへの一括移行も認められておりません。そのため、本会としては、法定登録と任意登録の双方を二重運用する必要に迫られているところです。

日本獣医師会のマイクロチップ登録について、今後とも運用の合理化を図りつつ、登録、検索等のサービスを継続するため、下記のとおり運用方法の見直しを行いましたので、円滑な業務推進につきまして、ご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

### 記

#### (1) オンラインでの手続きのみとなります

法定登録制度の開始に伴い、今後はマイクロチップの販売会社がマイクロチップを販売する際に、日本獣医師会のマイクロチップ登録の申請書が添付されなくなります。動物病院においては、マイクロチップの装着に際して、動物愛護管理法に基づくマイクロチップ装着証明書を発行することとされていますが、日本獣医師会の登録サイトにおいて、このマイクロチップ装着証明書を、従来の登録申請書の代わりにアップロードいただき、必要事項を入力することで登

録できます。

(2) 飼い主変更が有料となります

登録料については、サイトでの登録手続きの際にクレジットカード決済にて従来と同額の1,050円をお支払いいただきます。また、飼い主変更の際にも新規の登録料と同額の1,050円がかかるようになります。

(3) 電子証明記号（AIPO登録コード）が付与されます

登録が完了すると、従来の登録完了通知ハガキに替わって、AIPO登録コードがメールで送られます。一度AIPO登録コードが付与された飼い主については、変更などの手続きにおいてAIPO登録コードを用いてサイトで手続きをしていただきます。

(4) 地方獣医師会の代行申請もデータ化となります

現在、地方獣医師会において登録のとりまとめをしていただいておりますが、登録申請書が流通しなくなりますので、データで申請いただく必要があります。紙での申請をいただいていた地方獣医師会においては、エクセルデータでの申請をご検討いただくようお願いいたします。

(5) 今後の見直し

法定登録とのデータベース一元化や紙による申請方法のあり方について、引き続き検討を進め、情報提供に務めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

担当：本田・中村・畠山・松岡

TEL：03-3475-1601

## 日本獣医師会のマイクロチップ登録（AIPO）の手続き方法が令和4年7月1日から変更となります

### オンラインでの手続きのみとなります

- ・今までの登録申請書はマイクロチップに付属されなくなります
- ・オンライン登録のサイトアドレスは今までと同じです
- ・登録料はクレジットカードで決済していただきます
- ・お手持ちの申請書は6月末まで使用できます
- ・登録申請書の代わりにマイクロチップ装着証明書をアップロードして登録します※
- ・従来どおり、登録申請代行は可能です。



<https://www.aipo.jp/apply/>

### 飼い主変更が有料となります

- ・飼い主変更は新規登録と同じ1,050円になります
- ・住所等の変更や死亡の削除には料金はかかりません



新規登録：1,050円  
飼い主変更：1,050円  
住所変更や削除：無料

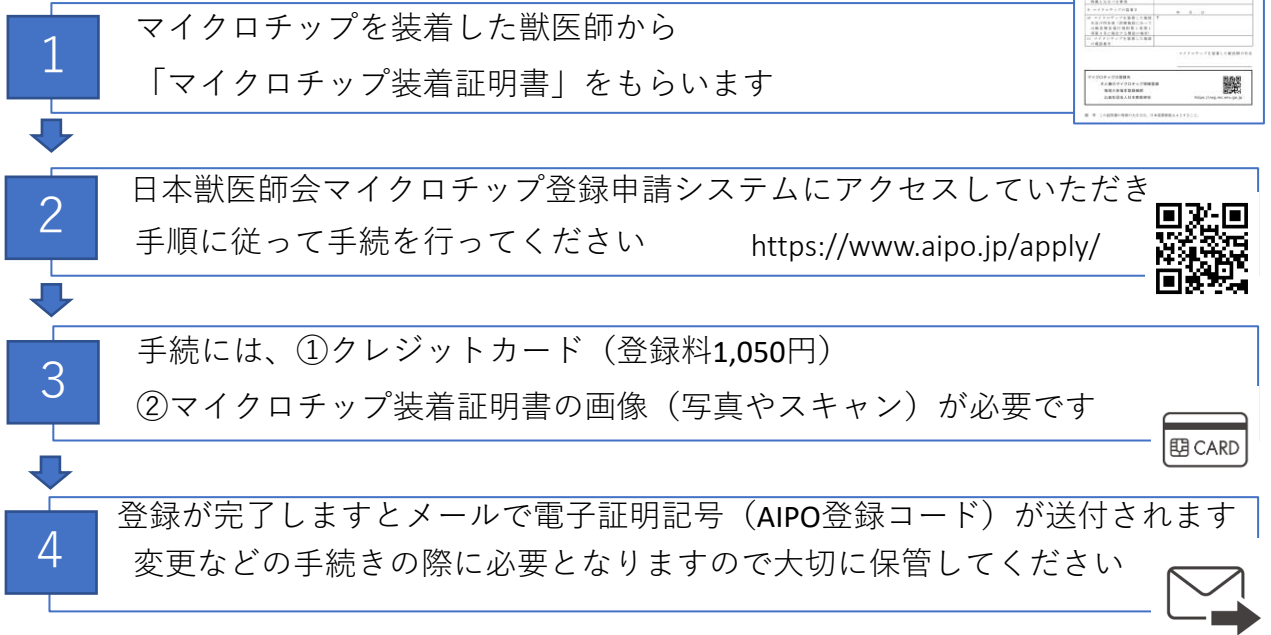
### ハッシュキーが付与されます

- ・登録完了通知書（ハガキ）の代わりに電子証明記号（AIPO登録コード）がメールで送られます
- ・AIPO登録コードを使って変更などの手続きが行えるようになります



※「マイクロチップ装着証明書」は令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着した場合に発行します。それ以前の装着の場合や、いつどこで装着されたのか分からないマイクロチップの識別番号を証明する場合は、「マイクロチップ識別番号証明書」を発行して下さい。日本獣医師会のシステムでは「マイクロチップ識別番号証明書」のアップロードでも登録が可能です。

# 日本獣医師会への登録方法について



令和4年6月1日以前に装着した場合、又は装着日が不明の場合には、マイクロチップ装着証明書の代わりにマイクロチップ識別番号証明書（獣医師がマイクロチップ番号を証明した書類、旧日本獣医師会の登録申請書でも可）をアップロードすれば登録できます。

登録は即時完了するものではありません。データ内容を精査し、不備確認などを行った上で、データベースに反映させます。登録完了後、メールにてお知らせします。

飼い主の変更、住所などの変更も同じオンラインサイトで行ってください。飼い主の変更には1,050円かかります。住所などの変更や死亡によるデータ削除の手続きについては料金はかかりません。

メールアドレスの登録が必ず必要となります。システムからのメール（[mc@nichiju.or.jp](mailto:mc@nichiju.or.jp)）が届くよう設定をしておいてください。

## 日本獣医師会（AIPO）に登録しておくこと...

- ・20年以上続いている獣医師会のデータベースですので、多数の返還実績があります
- ・動物愛護センターや保健所、警察だけでなく、動物病院の獣医師もデータ検索できるのはAIPOだけ！
- ・VMAT（災害時獣医療提供チーム）を組織する獣医師会の運営だから災害時にも安心！

問合せ先 日本獣医師会データ登録窓口

電話：03-3475-1695 メール：[mc@nichiju.or.jp](mailto:mc@nichiju.or.jp)

